

身体障害者手帳の診断書を作成する医師の指定基準

1 医師の経験年数について

医籍取得後3年を経過していること。ただし、肢体不自由、心臓、免疫及び肝臓機能障害の診断書を作成する医師については、医籍取得後5年を経過していること。

なお、診療科目と障害の関係は次のとおりである。

診療科目	障害区分	視覚障害	聴覚障害	平衡機能	音声・言語	そしゃく	肢体不自由	心臓	腎臓	呼吸器	膀胱・直腸	小腸	免疫	肝臓
眼科		3												
小児眼科		3												
耳鼻咽喉科			3	3	3	3								
気管食道内科										3				
気管食道外科										3				
整形外科							5							
外科							5	5	3	3	3	3	5	5
内科							5	5	3	3	3	3	5	5
血液内科													5	
感染症内科													5	
小児科							5	5	3	3	3	3	5	5
呼吸器内科										3			5	
循環器内科								5	3					
心臓内科								5						
腎臓内科									3					
人工透析内科									3					
肝臓内科														5
胃腸内科												3		
泌尿器科									3		3			
小児泌尿器科									3		3			
小児外科							5	5	3	3	3	3		5
消化器外科											3	3		5
消化器内科											3	3		5
脳神経外科							5							
神経内科				3	3		5							
心臓血管外科								5						
心臓外科								5						
胸部外科								5		3				
移植外科									3					5
腹部外科												3		5
肝臓外科														5
呼吸器外科										3				
リハビリテーション科							5							
形成外科							5							
リウマチ科							5							
産婦人科（婦人科）											3		5	

注) 免疫機能障害については、エイズ拠点病院での従事経験があることが望ましい。

2 指定の方法

- (1) 申請者は、指定を受けようとする障害区分を申請する。
- (2) 審査部会では、各障害区分に係る申請者の経験年数及び上記の原則を考慮し、申請者の選択した障害区分それぞれについて審査する。ただし、肢体不自由障害に係る指定については、事務取扱要領4の(1)に定める講習会を受講していることを併せ、考慮し審査する。
- (3) 指定は、指定する障害区分に関係する診療科目により行う。上記に掲げる診療科目以外で申請を受けた場合は、指定する障害区分との関係について個別に審査する。
- (4) 指定指令書に、指定する障害区分を明記する。
- (5) 聴覚障害に係る法第15条第1項に規定する医師については、原則として、耳鼻咽喉科学会認定の耳鼻咽喉科専門医とする。